

石川県立山中漆器産業技術センター レンタル工房使用留意事項

1 使用上の注意義務

使用者は、石川県立山中漆器産業技術センターレンタル工房(以下「工房」という。)を善良なる管理者の注意義務をもって使用するとともに、信義に従って誠実に行うこと。

2 使用上の義務

使用者は原則として週の内4日(土日の内どちらかを含む)以上使用すること。

3 禁止事項

- (1) 作業場であるので、生活の場とすること。
- (2) 工房の一部又は全部を第三者に転貸すること。
- (3) 工房管理者(以下「管理者」という。)の許可なく、他者に共同使用させること。
- (4) 工房の保全に害となる行為。
- (5) 爆発性、発火性のある物質、その他危険又は不潔悪臭のある物質を工房に搬入し、格納すること。但し鍛冶室にLPガス及び酸素ボンベを置くことを除く。
- (6) 動物を工房内で飼育すること。
- (7) 廃棄物について管理者の指定する方法以外で捨て、放置すること。
- (8) 風紀、衛生、騒音、犯罪、暴行等により他人の業務を妨害すること。
- (9) 自動車等を管理者の指定する場所以外に置くこと。
- (10) 電灯を消灯せず、扉を施錠せず、消火せず、轆轤その他電気機器等の電源を切らずに退出すること。

4 修理

故意若しくは過失に基づく事由による修理は、使用者が費用を負担し実施するものとする。

5 工房の鍵

各工房の鍵を使用開始時に渡すので保管すること。なお、退所時に返還すること。

6 管理者の工房内立ち入り点検

管理者は、工房の保守管理上必要があると認めるときは、予め使用者に通知したうえで工房内に立ち入り、これを点検し、適宜措置を講ずることができる。

但し、緊急又は非常の場合で、管理者が予めこの旨の通知をすることができない時は、事後速やかに使用者に通知するものとする。この場合には使用者は管理者に協力しなければならない。

7 損害賠償義務

使用者又は訪問者等の故意または過失により、管理者又は他の使用者若しくは第三者に損害を与えた場合は、使用者は管理者に速やかに報告するとともに、自己の責任をもって直ちに原状回復その他の方法により損害の一切を賠償しなければならない。

8 その他

工房使用上の事故、怪我について管理者は責任を負わないので使用者は各自損害保険等に加入するよう努めること。

その他、山中漆器産業技術センター条例及び同施行規則を遵守すること。